

保育の必要性の認定について（現行と新制度の保育の実施基準の比較）

新制度 「保育の必要性」の事由	現行（町の規定） 「保育に欠ける」事由	備考
就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。	・昼間に居宅外で労働することを常態としている。 ・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。	夜間についても運用で対応。
妊娠・出産	・妊娠中であるか又は出産後間がない。	
保護者の疾病・障害	・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。	
同居又は長期入院している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護。	・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。	長期入院についても運用で対応。
災害復旧	・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	
求職活動 ・企業準備を含む。	・求職中であっても、2ヶ月を限度に入所可。	
就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む		運用で対応
虐待やDVのおそれがあること		運用で対応
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		運用で対応
その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	・その他	

新制度で新しく示された事由は、町の規定にも反映する予定。

優先利用について

1 優先利用についての国の対応方針

待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点
を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能と
する仕組みを基本とする。

2 「優先利用」の対象として考えられる事項の例示

ひとり親家庭

生活保護世帯

就労による自立支援につながる場合等

生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

子どもが障害を有する場合

育児休業明け

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度
希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地
域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合 など

兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

小規模保育事業（0～3歳対象）など地域型保育事業の卒園児童

その他市町村が定める事由

- ・ 保護者の疾病・障害の状況
- ・ 各世帯の経済状況（所得等）
- ・ 幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用にあたっての配慮
- ・ 放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用にあたっての配慮 など
他に優先すべきものがあるか、今後検討を行う。

保育の必要性の認定に関するこれまでの意見

葉山町の子ども・子育て会議で出た主な意見は、次のとおりです。

子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。

国が理解する「保育を必要とする」世帯像が、就労者中心というのは本当に残念です。葉山町ではその辺りも加味した「保育を必要とする」子育て世帯に寄り添える仕組みを構築できるとよいと思います。

保育が必要だと決めるときに、その他市町村が認めた場合があります。ここがすごく大切です。発達につまずきがあるとか、お母さんの子どもとの関わり方が大変だとか、体の調子がちょっと大変だとか、そういうものを市町村がどこまで認めていくのか。現在、その受け皿を民間が受けていることが多いです。これから、ここの幅がもっと広がっていくとよいと思います。